



ふれあい
KORIYAMA
FIRE DEPT. 消防

119

2019年
(令和元年)

vol.2
(11月号)

地域で守ろう

みんなの笑顔



第18回幼年消防クラブのつどい

編集
発行

郡山地方広域消防組合消防本部 総務課
☎024-923-1740

ウェブサイト

check!



火災ゼロ NEWS

火災ゼロから始まる安心生活

安全で安心な暮らしをサポート！
火災予防に関する様々な情報をお届けします。

いざ! 防災

— 使える防災情報コラム —

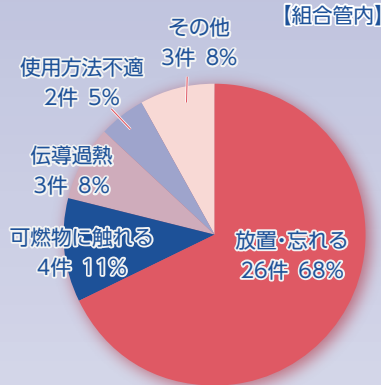
『こんろ火災に注意!!』



「こんろ火災」は、季節を問わず発生しています。直近の5年間（平成26年から平成30年まで）の火災原因をみると、ガスこんろ等が原因の火災が全国で「15,987件」、本組合管内で「38件」発生しています。

ガスこんろ火災は、全国、本組合管内ともに、建物火災の出火原因として最も多く、ほとんどが「人為的なミス」により発生していると言えます。

ガスこんろ火災の主な経過



(平成26年から30年の5年間)

ガスこんろから出火した原因の半数以上が「鍋を火にかけたまま放置する、忘れる」です。放置してから火災まで発展する時間は、油の量や火力によって異なりますが、早いもので5、6分程度です。ほんの少しの時間と思っても、一度火が付くと簡単には消せません。

また、古いガスこんろは、内部の配管などが腐食し、そこからガスが漏れ、火災になることもあります。

“製品に『絶対安全』はありません!!”

平成20年(2008年)10月以降に製造されたガスこんろには、「Siセンサー」という安全装置が備

わっています。これは一定の温度(約250℃)になったり、長時間付けたままにしていると、自動で消火する機能です。しかし、これが付いていれば絶対安全ということではありません。センサーが汚れていたり、天ぷら油の量が少なかったりすると、安全装置が作動せず火災になることがあります。

また、安全と思われるIHクッキングヒーターでも、使い方を誤ると火災が発生することがあります。

特に専用の鍋を使わなかったり、揚げ物をするとき、油の量が少なかったりすると安全装置が働かないことがあります。

このように安全装置の付いていない古いガスこんろだけでなく、新しいガスこんろやIHクッキングヒーターが原因の火災も発生しています。安全装置が付いていても、こんろ使用中にその場を離れることは絶対にやめましょう！また、こんろ周りをこまめに清掃し、正しい使い方で火災を起こさないようにしましょう。

少しの心がけで大切なご家族や家を守ることができます。

火の用心をお願いします!!

飲食店関係者の方へお知らせです

令和元年10月1日から

火を使用するすべての飲食店に消火器具の設置が必要となりました

平成28年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、消防法の改正が行われました。令和元年10月1日からは面積の小さな飲食店であっても、防火上有効な措置が講じられていないガスこんろやカセットこんろを使用している場合は、消火器具の設置が必要となりました。

該当する飲食店の方は、消火器具を設置しましょう。

詳しくは本組合のウェブサイトをご確認いただくか、最寄りの消防署などにご相談ください。

【消火器具の設置基準】

<改正前>

延べ面積150㎡以上の飲食店など

⇒ <改正後>

面積にかかわらず火を使用するすべての飲食店

詳しい情報はこちら！



郡山消防

検索

♪ 防災を伝える予備隊



消防査察員にきく

本組合が取組みを強化している「違反是正」
今回は、その中核を担う2人の査察係員にお話を聞いてみました。

写真(左)大河原副主査 (右)工藤主査

Q. 消防査察、違反是正とはなんですか？

大河原：「消防査察」とは、物販店や飲食店などの事業所に立ち入って火災につながる危険性はないか、安全に避難できるか、消火設備はすぐに使える状態にあるかなど、消防法に基づき建物の検査をすることです。違反があれば、建物を利用する方の安全を守るため速やかな是正を指導しています。これが「違反是正」です。

Q. 違反の建物はどのくらいあるんですか？

大河原：細かい違反も入れると多いですね・・・。「重大違反対象物」と呼ばれる人命に危険を及ぼす恐れが大きい建物は、10月1日現在では管内で69件あります。

工藤：過去に多くの死傷者が発生したデパート火災やホテル火災の多くがこの重大違反対象物でした。ひとたび火災が起ると多くの尊い人命や財産が一瞬にして失われてしまいます。

Q. どうやって違反を是正させるのですか？

大河原：火災はいつ起こるか分かりません。火を使っていなくても漏電や放火、落雷などにより「絶対に火災は起きない」とは言い切れません。そういった中で、少しでも火災リスクを減らすために「違反」＝「人命危険」ということを理解していただき、早い段階で是正する必要があります。まずは、関係者の方に自主的に改善していただけるようお話をしますが、改善に時間を

要する場合には、建物の関係者に対し法令に基づき命令などをして期限を設けて是正してもらいます。

工藤：消防には建物の火災危険や、人命危険を住民の皆さんに知らせる任務もあります。

建物で働く方や利用する方を守るため、昨年4月から「重大違反対象物」をウェブサイトでお知らせしています。

さらに、違反している事業所には建物の出入口に違反内容を記載した標識を設置することもあります。

Q. 査察業務で大変なことはなんですか？

大河原：火災予防に大切なのは「自らの事業所は自らが守る」という意識です。

「消防から言われたから仕方なくやる」では、いざというときに適切な行動がとれません。

日頃から関係者に防火管理の重要性を伝え、適法な状態を保てるよう指導していますが、全ての関係者にご理解いただくのは難しいのが現状です。時には耳を傾けて頂けないこともありますが、粘り強く指導を続けています。

Q. 苦労も多いですね。そのモチベーションの源は？

大河原：自分にとってこの「査察」は、消防の使命の一つである「人命救助」だと思っています。違反のある建物の関係者に寄り添い、お話をし、違反を是正してもらうことが、その建物で働く方や利用する方を火災から守る一助になると信じています。

工藤：以前、消防隊として目にした火災による犠牲者やそのご家族のことが今でも忘れられません。当時は犠牲者に対し「熱かったね。苦しかったね。」と心の中で話しかけ手をあわせていました。悲惨な現場を何度も目にしてきたからこそ、査察に行った建物から、絶対に火災による犠牲者を出してはいけないと、強く思います。

Q. 最後に一言お願いします。

大河原：これからも私たちは「違反対象物ゼロ」を目指して住民の皆さんが安全に安心して施設を利用できるよう管内に1万6千件ある事業所の査察を進めていきます。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



法令と図面の確認は欠かせないため、消防六法は必需品。

重大な消防法令違反対象物一覧はこちら →



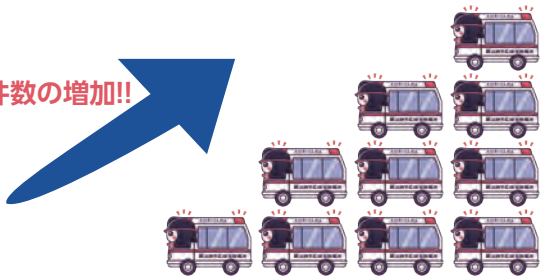


※予防救急サポーター養成講習会の様子

将来の救急出動件数

昨年、管内の救急出動件数は過去最高の17,659件でした。国の人口推計をみると、本組管内においても人口減少が予測されていますが、人口に占める高齢者の割合が増えることから、今後も件数の増加が予測されます。救急出動が増加することで、現場到着の遅れなど救命に関わる大きな支障がでる恐れがあります。

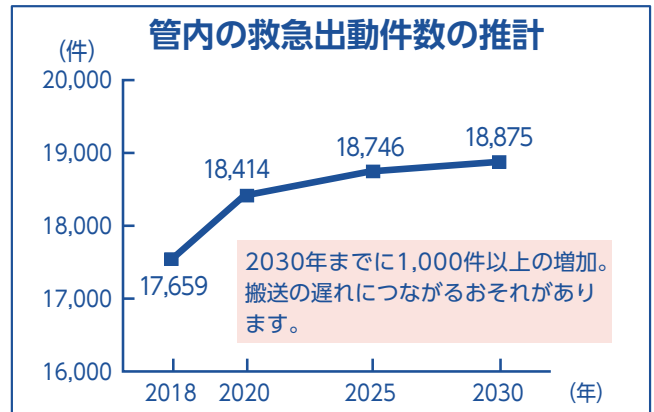
救急出動件数の増加!!



予防救急とは・・・

『予防救急』とは、誰でもできる、身近に潜む怪我や病気を予防するための取り組みです。

日々の生活の中で怪我や病気を予防することで、不要不急の救急出動を減らし、本当に救急車を必要とする危険な状態にある方のところへ、一秒でも早く到着できるようにするための取り組みで、地域住民の皆さんのご協力が必要です。



予防救急サポーター養成講習会のお知らせ

平成28年から始めたこの講習会により、予防救急サポーターも年々増加しています。

○講習内容

救急事例を交え、身近に潜む怪我や病気につながる危険を知ること、予防方法を学べます。(講習時間30分)

地域やご家族などの身近な人に予防救急を広めるため、皆さんも予防救急サポーター養成講習会を受講しましょう。

詳細は本組合ウェブサイトをご覧ください。最寄りの消防署にお問い合わせください。



高齢者の事故を予防しましょう！

こんな事故が多く起きています。

事故予防チェック！

実は多い
家の中にある
危険な場所

1位 転倒
段差、玄関、廊下など

4位 ぶつかる
家具、人、柱、ドアなど

2位 転落
階段、ベッド、脚立、椅子など

3位 窒息
食物（餅・肉等）、薬等の包装など

※消防庁「救急事故防止に係るリーフレット」から引用（順位は東京消防庁管内での統計）

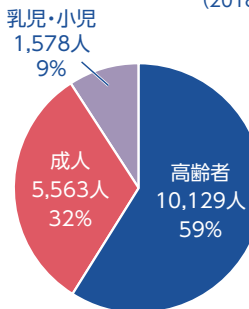
救急搬送の半数以上が高齢者

本組合管内では、2018年に17,270人の方を救急搬送し、そのうちの6割を占める10,129人が65歳以上の高齢者でした。

高齢になると運動機能などの低下により、転倒などでも大きな怪我につながる可能性があります。

整理整頓などのちょっとした心がけで防げる怪我もありますので、身の回りの状況を見直してみましょう。

管内の年齢区分別搬送人員 (2018年)



転倒・転落等の予防

- 外出の際は、はき慣れた靴を履く
- 段差をなくす
- 障害物となる物を整理する



窒息の予防

- 食べ物は細かくきざみ、よく噛んで食べる
- 食べ物の特徴を理解する（餅・飴類・パンなど）
- 食べる際は家族が見守る



秋 冬の予防救急

次の点に注意しましょう！



インフルエンザ



- 予防接種を受ける
- 手洗いうがいをする
- マスクを着用する
- 公共スペースでは咳エチケット
- 家族間の感染に注意

蜂刺され（アナフィラキシーショック）



- 蜂の巣に近づかない
- 黒い服を着ない
- 不用意に茂みなどに近づかない
- 草刈り中や畑仕事中は特に注意

凍結路面による転倒



- 歩きやすい靴を履く
- 滑り止めを靴底に使う
- 急いでいても走らない

ヒートショック

○ヒートショックとは

気温の変化によって血圧が急激に大きく変動し、心臓や血管の病気が起こることをいいます。日本では、ヒートショックが原因で年間1万人以上が死亡しているといわれています。

○起こりやすい場所

冬場の冷え込んだトイレ・洗面所・浴室など、暖房の効いた部屋と極端な温度差がある場所

○予防法

- 部屋間の温度差をなくす
- 飲酒後の入浴を避ける
- 食後直ぐの入浴は避ける
- 入浴前後に水分を補給する
- 入浴時は家族へひと声を掛ける



令和元年度

郡山地方広域消防組合人事行政の運営等の状況

郡山地方広域消防組合の職員の任用、服務や勤務条件などの人事行政の運営等の状況及び職員の給与・定員管理の状況等を管内住民の皆さんにご理解いただくため、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

① 採用に係る競争試験の結果

区分	一次試験			二次試験		倍率	採用者
	申込者	受験者	合格者	受験者	合格者		
消防職員	195人	169人	36人	28人	15人	11.3倍	14人

(注)平成30年度に実施した採用試験の結果と、その試験により平成31年度に採用した職員数です。

② 事由別退職者数

区分	定年	勲奨	自己都合	死亡	懲戒	合計
消防職員	11人	0人	2人	0人	0人	13人

(注)平成30年4月1日から平成31年3月31日までに退職した職員数です。

(2) 職員数の推移

① 部門別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数
	H31	H30	
消防職員	419人	418人	1人

② 年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	7人	57人	45人	60人	59人	29人	35人	35人	24人	32人	36人	0人	419人

(注)職員数は一般職(臨時職員を除く)に属する職員数です。

2 職員の人事評価の状況

人事評価制度に対する理解と円滑な運用を図るための研修会を計12回実施しました。

平成30年度における人事評価の実施状況

		対象者	実施済	未実施	未実施の事由
		人数	割合	人数	
上期	人数	423人	415人	8人	療養休暇、休職など
	割合	100%	98.1%	1.9%	
下期	人数	423人	419人	4人	療養休暇、自己都合退職など
	割合	100%	99.1%	0.9%	

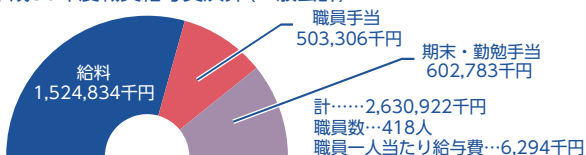
3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 平成30年度の人件費の状況(平成30年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 管内人口(H31.3.31現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
386,869人	4,807,091千円	46,090千円	3,437,758千円	71.5%

② 平成30年度職員給与費決算(一般会計)



(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
消防職	36.6歳	304,181円	333,358円

(注)「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均です。「平均給与月額」とは、諸手当を含んだ平均です。

② 職員の初任給の状況(平成31年4月1日現在)

区分	郡山地方広域消防組合	国の制度 公安職
消防職	171,300円	167,700円

③ 職員の経験年数別・平均給料月額の状況(平成31年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
消防職	273,285円	302,775円	343,380円

(3) 消防職の級別職員等の状況(平成31年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	消防士	117人	27.9%
2級	副主査	111人	26.5%
3級	主査	97人	23.2%
4級	係長・主任	42人	10.0%
5級	課長補佐・主任主査	28人	6.7%
6級	課長・主幹・副署長	20人	4.8%
7級	次長・参事・署長	3人	0.7%
8級※	消防長・参与	1人	0.2%

(注)郡山地方広域消防組合給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
※行政職

(4) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当、退職手当(平成31年4月1日現在)

区分	支給率	郡山地方広域消防組合		
		期末	勤勉	計
期末・勤勉手当	6月期	1.275月分	0.925月分	2.20月分
	12月期	1.275月分	0.925月分	2.20月分
	計	2.55月分	1.85月分	4.40月分
	職制上の段階、職務の等級による加算措置	有		
退職手当	支給率	期末	勤勉	計
	6月期	1.30月分	0.925月分	2.225月分
	12月期	1.30月分	0.925月分	2.225月分
	計	2.60月分	1.85月分	4.45月分
職制上の段階、職務の等級による加算措置	有			
退職手当	支給率	自己都合	勲奨・定年	
	勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分		

② 特殊勤務手当

区分	郡山地方広域消防組合
支給実績(30年度決算)	27,576千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	65,972円
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)	100.0%
手当の種類(手当数)	8種類
手当の参考例	救急業務従事職員の手当
	火災防ぎよ等業務従事職員の手当
	隔日勤務従事職員の手当

(注)手当の種類、名称は平成31年4月1日現在のものです。

③ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	141,161千円
職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	385千円
支給実績(29年度決算)	140,933千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	383千円

④ その他の手当(平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	
扶養手当	配偶者	6,500円
	子	10,000円
	父母等	6,500円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度までの子(1人につき・加算額)	5,000円
住居手当	借家・借間	上限 27,000円
通勤手当	交通機関利用者	運賃相当額ただし51,000円を超えた部分は1/2を51,000円に加算した額
	交通用具利用者	通勤距離による 月額2,000円~40,700円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員(課長補佐相当職以上)に支給	55,200円~96,500円

4 職員の勤務条件の状況

(1) 休暇に関する事項

1年において20日の範囲内で付与され20日を限度に翌年に繰り越すことができます。

職員の年次有給休暇使用状況

	H30 (A)	H29 (B)	増減 (A-B)
平均使用日数	10.3日	8.4日	1.9日
消化率	25.8%	21.0%	4.8%

(2) 育児休業について

育児休業等の取得状況

区 分	H30	H29	増減
6月以下	0人	1人	-1人
6月超え1年以下	0人	0人	0人
1年超え1年6月以下	0人	0人	0人
1年6月超え2年以下	0人	0人	0人
2年超え2年6月以下	0人	0人	0人
2年6月超え	0人	0人	0人
計	0人	1人	-1人

(注)各年度内(4月1日~3月31日)における新規取得者のみの実績

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。

種別	休職	降給	降任	免職	合計
人数	1人	0人	0人	0人	1人

(2) 懲戒処分等の状況

懲戒処分とは、職員一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。

種別	戒告	減給	停職	免職	合計
人数	2人	0人	1人	0人	3人

6 職員のサービスの状況

(1) サービスの根本基準

サービスとは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。

憲法第15条第2項では、「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員のサービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。

(2) サービス規律の確保

本組合では、職員一人ひとりが常にサービス上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとりえて、消防次長名によるサービス規律の確保に関する通達(依命通達)を全職員に対して行っています。

◆平成30年度におけるサービス通達…2回

7 職員の退職管理の状況

(1) 再就職者による依頼など(働きかけ)の規制

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業などに再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織などの職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為(契約、許認可など)をするようにまたはしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼などがあつた場合、法第38条の2第7項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

なお、依頼などの内容が職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第6項第6号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

◆ 届出・申請件数

- ①再就職者から依頼などを受けた場合の届出…該当なし
- ②再就職者による依頼などの承認申請…該当なし

(2) 再就職情報の届出・公表(平成31年3月31日退職者)

再就職先区分	営利企業	公益財団法人など	その他
届出・公表	2人	1人	0人

8 職員の研修の状況

平成30年度における職員研修の実績

階層別研修	研修区分		受講者数
	庁内研修	外部研修	
階層別研修	庁内研修	ふくしま自治研修センター	41人
	計		22人
専門研修	計		63人
派遣研修	専門研修	庁内研修	1,169人
	派遣研修	ふくしま自治研修センター等	7人
		消防大学校	5人
		福島県消防学校	87人
		研修機関等	4人
計		103人	
合計			1,335人

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

- 安全衛生管理体制
郡山地方広域消防組合職員安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生計画の実践に努めています。
- 福利厚生制度
郡山市互助会に加盟し、互助会の事業は、職員の会費事業と市、組合等の補助金事業とに費用区分して運営を実施しています。
職員親善スポーツ大会の開催、うねめ踊り流しへの参加などの事業を通じ、職員の健康の保持増進及び公務能率向上に資するための福利厚生全般を実施しています。

(2) 公務(通勤)災害補償制度

地方公務員が公務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

常勤職員の災害認定及び補償については、地方公務員災害補償基金福島県支部が実施しています。

- ◆平成30年度公務(通勤)災害認定件数
公務災害…4件
通勤災害…0件

10 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求状況

- (平成30年度)
①係属事案…なし ②完結事案…なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

- (平成30年度)
①係属事案…なし ②完結事案…なし

郡山消防署富久山分署開署のお知らせ

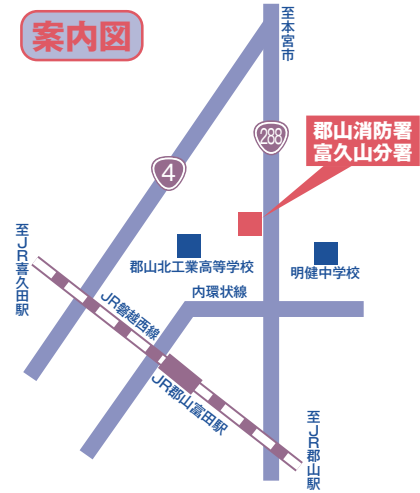
本組合では、郡山市北部地域の災害対応力の強化と住民サービスの向上を図るため、11月から郡山消防署富久山分署を新たに開署します。

開署後は各種届出先も変更となりますので、ご注意ください。

今後とも住民の皆さんと一丸となり、地域の安全・安心に取り組んでまいります。



案内図



令和元年度「私たちの防火標語」「火災予防絵画・ポスターコンクール」最優秀作品決定!!

管内の皆さんから、火災予防絵画・ポスター1,019点、防火標語3,803点をご応募いただき、選考の結果、各部門の入賞作品が決定しました。

たくさんのご応募ありがとうございました。

火災予防部門

『わたしたち つくる令和は 火災ゼロ』

郡山市立大島小学校 5年 なかつ 中田 じゅり 珠里さん

住宅用火災警報器部門

『けいほうき ねているときも おしごとちゅう』

郡山市立金透小学校 1年 やまのべ 山野邊 さら 紗蘭さん



火災予防部門

郡山市立富田東小学校
5年 まえばやし 前林 りおな 里央梨さん



住宅用火災警報器部門

郡山ザベリオ学園中学校
2年 ほし 星 こうしろう 孝志郎さん



消火器回収のお知らせ

老朽化により腐食、変形している消火器は、破裂などする恐れがあり大変危険です。

下記の日時・場所で専門業者による回収を行いますので、処分をご希望の方はこの機会にご利用ください。

日時：11月9日(土) 9時00分～12時00分

場所：喜久田基幹分署、熱海分署、日和田分署、田村分署、安積分署、湖南分署、針生救急所、中央公民館、富久山行政センター、桑野地域公民館

※田村市、三春町、小野町では、来年3月頃を予定しております。

※1本につき、1,000円のリサイクル料がかかります。

こんな消火器は廃棄しましょう！

- 使用期限内でもさびて腐食していたり、キズ・変形のある消火器
- 耐用年数、使用期限を過ぎた消火器

※消火器に製造年・標準使用期限が表示されていますので、ご確認ください。

本体容器



溶接部およびその周辺のさび



使用に耐えないキズ・変形



層状はく離の腐食

ハンドル・蓋(キャップ)



ハンドルの変形



使用に耐えない破損



ホースの脱落

ホース